



いつも、あなたのそばに。

always by your side



Legal Support Press

2017年

Vol.16

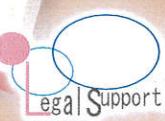
【リーガルサポートプレス】リーガルサポートは全国の司法書士が構成する団体です

特別寄稿

福祉と司法の連携～法テラスの
「司法ソーシャルワーク」の取組み

特 集

法テラスを利用した後見等開始申立てについて



公益社団法人
成年後見センター・リーガルサポート

特別寄稿

Legal Support Press
Special Contribution

福祉と司法の連携～法テラスの「司法ソーシャルワーク」の取組み

菅沼 友子 氏 弁護士 日本司法支援センター（法テラス）第一事業部長

・1990年(平成2年) 弁護士登録(第二東京弁護士会) ・2015年(平成27年) 4月～現職

皆さんには「法テラス」（日本司法支援センター）をご存じでしょうか。

日々の生活の中で様々なトラブルに直面したとき、「どこに相談したらよいのか分からない」「どのような解決方法があるのか分からぬ」「法律家に相談したいが身近にいない」「法律家がいてもお金がないで相談や依頼ができる」という方は少なくありません。このような問題を解消するために設立されたのが法テラス（日本司法支援センター）です。

法テラスは、民事・刑事を問わず、あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会を実現することを目指して、平成18年4月、法務省所管の公的法人として設立されました。本部のほか、全国の都道府県庁所在地に各1か所、北海道には札幌以外に3か所、合計50か所の地方事務所があり、さらに、全国11か所に支部、4か所に出張所、そして東日本大震災の被災地7か所に臨時出張所をおいています。常勤職員、非常勤職員、さらには法テラスが雇用する常勤弁護士（スタッフ弁護士）を合わせて約1550名がこれらの拠点で業務にあたっています。

主な業務としては、①トラブルの解決に役立つ法制度や相談すべき関係機関の紹介を行ってきました。司法アクセス障害の解消のために、新たに見えてきた司法アクセス障害と司法ソーシャルワーク

象として無料の法律相談や弁護士・司法書士に依頼する費用の立替えを行う「民事法律扶助」、③弁護士が極めて少ない地域に法テラスのスタッフ弁護士を配置する「司法過疎対策業務」等を行っています（そのほかに「国連弁護等関連業務」「犯罪被害者支援業務」等）。つまり、情報がない、お金がない、近くに法律家がないなどの司法へのアクセスを困難にしている障害を解消して、どこでも誰でも法的サービスを受けられるようになります。

法テラスの大きな役割なのです。

ちなみに、「法テラス」という愛称は、法律によってトラブル解決へと進む道を指示することで、相談する方々のもやもやとした心に光を照らす」という意味と、悩みを抱えている方々にくつろいでいただける「法テラス」のようないい場所でありたいという意味を込めて、名付けたものです。

このように、司法アクセス障害の解消が法テラスの主な目的なのですが、この間の取組みの中で、今までではあまり意識されていなかた「司法アクセス障害」が見えてきました。それは、法的な問題を抱えているのに、自分ではそれに対応できないなつたり、意思疎通が困難であるなどの理由で、自ら法的サービスを求めることが難しい方たちがいらっしゃる、特に

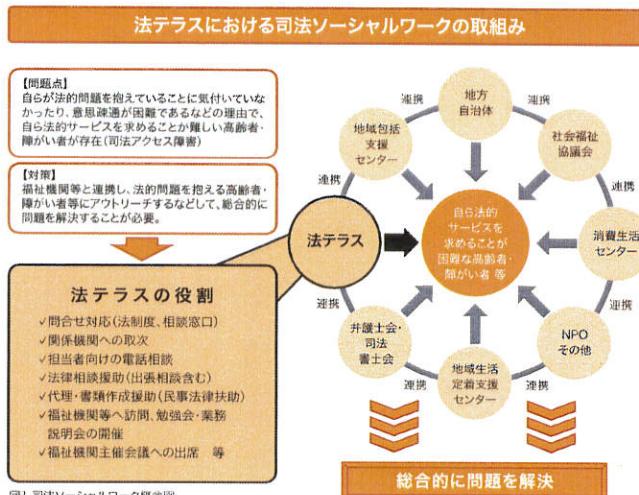


図1 司法ソーシャルワーク概念図

高齢の方、障がいをもつておられる方の中に、そのような状況にある方が少なくない、ということです。たとえば、高齢の方の自宅を使い、そうもないような壇がいくつもあり高額の支払をしている様子で、周囲から見ると法的に解決した方がよい問題があるのではないかと思われるのに、ご本人は全く問題を自覚していない、というような場合などです。

従来の法テラスの業務は、トラブルを抱えているという自覚のある方が自らの意思で積極的に法テラスの窓口にアクセスされることを前提としており、上記のような「新たに見えてきた司法アクセス障害」の解消のためには従来とは異なり、こちらからアプローチしていくことが必要です。とりわけ、このような方たちに日常的に接して福祉的支援を行っている地方自治体や福祉関係機関・団体の方々との緊密な連携や共働が不可欠です。

そこで、法テラスでは、弁護士・司法書士が福祉関係機関・団体の職員の方々と共に、しながら、当事者であるご本人のもとにに向くなどし、法的な問題を含めてその方が抱える問題の総合的な解決を図っていく取組みを「司法ソーシャルワーク」と位置づけ、推進していくこととしました。

なお、「司法ソーシャルワーク」といっても、いわゆる「ソーシャルワーク」を法テラスが行うということではありません。関係機関の方々との連携・共働の中で、高齢の方等のトラブルについて司法的な観点からの問題の発見・整理を行い、必要がある場合には法的資

源の活用・援助につなげていくことに主眼があります。（図1）

事例でみる司法ソーシャルワーク

Aさん（72歳）は身寄りがなくアパートで一人暮らし。生活費は年金のほか預金を少しずつおろして賄っていました。数年前から認知症の症状が現れ、要介護2の認定を受けて在宅の介護サービスを利用するようになりました。介護事業所のケアマネジャーCさんが定期的に自宅を訪問していました。

Aさんは知人のBさんに預金通帳、キャッシュカード、届出印を預けて自分の預金の管理を任せていました。AさんはBさんが毎月生活費を届けてくれるため、Bさんをすっかり信用していました。

AさんはAさんの認知症の症状が進んだことから施設入所を考え、入所費用等を賄う余裕があるか確認するため、Aさんの了解を得てBさんにAさんの通帳を見せてほしいと頼みました。ところが、Bさんはそれを拒否。それだけでなく、それ以降Aさんに生活費を届けなくなってしまいました。そのためAさんは生活に困り、生活保護を受けざるをえなくなりました。

対応に困ったケアマネジャーCさんは地域包



図2 法テラス福岡のスキーム概念図

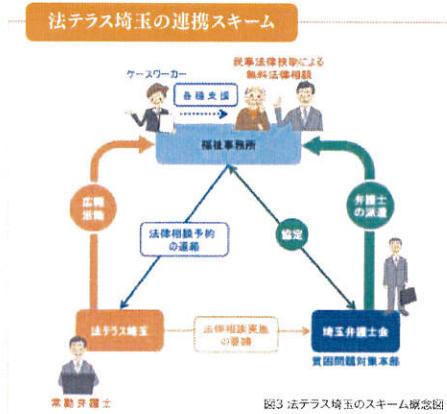


図3 法テラス埼玉のスキーム概念図

は弁護士会事業による無料法律相談として対応しています。このスキームによる福祉関係機関からの支援要請の約半分は成年後見事業となつておらず、スキームの利用件数は年々増加しています。

○法テラス埼玉の連携スキーム(図3)

借金等の問題を抱えている生活保護受給者の方に、専門家の相談を勧めてもなかなか相談につながらない、という悩みを経験しているケースワーカーの方は少なくないと思います。そのような場合には、福祉事務所に定期的に法律家が来て相談を受けるということにすれば、生活保護受給者を確實に相談につなぎやすくなります。埼玉では、法テラスのスタッフが

個の取組みから組織的な取組みへ

また弁護士DがAさんの預金口座の取引履歴などを調査したところ、Bさんに管理を任せている間に預金が合計1,200万円も減っていることが分かりました。BさんがAさんの預金を使い込んでいたと疑わざるをえず、弁護士DはAさんの成年後見人としてBさんに対し、生半分を差し引いた約1,000万円の返還を要求する裁判を起こし、ほぼ全額を取り戻しました。

その後、弁護士DはケアマネジャーCさんと一緒に、Aさんが安心して暮らせるグレードホームとの入所契約を締結しました。入所において必要な諸費用はBさんから取り戻したたって必要ない費用はBさんから取り戻しました。

指名状サンクスレに相談同じサンクスレはAさんの件についてケース会議を開くこととし、同センターと曰うから連携関係にある法テラスのスタッフ弁護士Dにも参加を依頼しました。会議のナビで弁護士Dは本件では「市長申立て」によりAさん自身に成年後見人をつけることが適切だとね言いました。

福祉関係機関との連携スキームの取組み例

法テラスの各地方事務所・支部では、上記事業計画に基づいてそれぞれ年度計画を策定し、連携対象とすべき福祉関係機関に対して訪問等による業務説明を行い、それらの機関のニーズに応じて、連携スキームの構築

そこで、法テラスでは平成26年度末に「司法ソーシャルワーク」事業計画を策定し、法テラス本部や各地方事務所・支部における実施体制の整備をどのように進めるか、関係機関との連携の強化のための方策をどうするか、等について定めるとともに、これらの活動を通じて法による問題解決に対する潜在的なニーズを掘り起こし、関係機関との連携を契機とした民事法律扶助につなげていくことを目指すこととしたとし、現在その実施に努めているところです。

改正総合法律支援法に基づく 新たな業務

護士が福祉事務所に申入れ、福祉事務所を相談場所として民事法律扶助の無料法律相談を定期的に行なう取組みを始めました。次第にスタッフが弁護士だけではニーズに応えるのが難しくなったため、弁護士会の関係委員会に協力を要請し、現在では自治体と弁護士会が協定を結び、弁護士会が相談担当弁護士を派遣するという形で、継続的かつ安定的なスキームとなっています。

は法テラスの無料法律相談として行います。福岡は、以前から弁護士会が高齢者障がい者を対象とした法律相談事業を独自に展開していた地域で、このスキルも弁護士会のそれらの取組みと連動しています。たとえば弁護士の名簿を共有し、法テラスと弁護士会とのどちらに問合せがあった場合でもワンストップでスマートに担当弁護士に取り次ぐことができるようになりますし、ご本人が民事法

は向かた協議を行うなどの活動を行っています。そのような中で、すでに具体的な連携スキームができ、弁護士会等と協力ををして実施しているところも出てきています。ここでは代表的なスキームを二つ紹介します。

来年の施設に向けて
ますます福祉関係機関等
の方々との連携を深め
弁護士会・司法書士会等
協力し、しっかりと取扱
組んでいく所存です。

一の関連でも、認知機能の権利の実現が妨げられており、司法ソーシャルワーカーの取組みの一つといえるのです。

法テラスを利用した後見等開始申立てについて

公益社団法人

成年後見センター・リーガルサポート

リーガルサポートさつぼる

別宮

史泰

1 後見等開始申立てにかかる費用は誰が負担する？

町村長申立て等特別な事情がある場合を除く。）

本人が申立て人として、自ら裁判所へ

後見等開始の申立て手続を司法書士又は弁護士に依頼した場合、通常、裁判所に納める実費のほか、専門家へ支払う報酬が必要となります。これらの費用は原則、申立て人が負担することとなっています。

後見人を必要としている本人が申立て人となる場合は、本人がこれらの費用を負担することになりますが、本人の親、きょうだい又は甥姪等の親族が申立て人となる場合は、その親族がかかることとなり、本人の費用を負担することとなり、本人の財産からは、原則として、これらの費用を支出することはできません。（市

2 法テラスがお役に立ちます！

本人のお子さんが申立てとなつたケースで、「え、本人のために申立てをするのに、私が費用を負担しなければならないのですか？私の収入はそんなに多くはないし、今すぐにはちよと厳しいです。」と驚き、困つてしまふ方もいました。



している場合には、立替金の返還の猶予・免除が認められています。生活保護に準じた収入の方も猶予・免除が認められることがあります。

法テラスを利用して後見等開始申立て手続を行った場合の専門家に支払われる報酬は法テラスの規定に従った金額となります。それ以上の額を請求されることはありません。例としまして、司法書士が申立て手続を行った場合は、実費も含めて6～8万円程度となっています。（医師の鑑定が必要となつた場合を除く。）

に、法テラスを利用したい旨を伝え、法テラスの利用手続の手配をしてもらおう。②直接、法テラスに連絡し、法テラスの登録を受けた専門家を紹介してもらい、その紹介された専門家に後見等開始申立て手続を依頼する。

4 法テラスは他にどのような手続に利用できる？

法テラスは、要件を満たせば、後見等開始申立て手続だけではなく、通常の訴訟や相続放棄、自己破産などの他の裁判手続にも利用することができます。手続も難しくはありませんので、裁判所での手続をお考えの方は、是非、法テラスの利用を検討してみてください。

3 法テラスを利用するには？ 主に2つの方法があります。

※裁判所が医師の鑑定を要すると判断した場合、法テラスは鑑定料も立て替えてくれます。一般的に、鑑定料は5～10万円程度です。

①今現在後見等開始申立て手続を依頼している専門家（司法書士又は弁護士）

私が今まで関わった中では、老人ホーム等の施設からの相談で、親族とのつながりが薄い又は身寄りのない高齢者本人が申立てとなり、保佐・補助の中立をするケースが多くなります。この中立をするケースでは、申立てとなる本人の収入は年金又は生活扶助等であり、少額であることから、資力要件を満たし、法テラスの利用が認められること多かったです。





リーガルサポートのリーフレットが 音声コード付になりました!

平成28年4月より「障害者差別解消法」が施行され、障害の有無や内容に関わらず、誰もが平等に情報を得られるよう合理的配慮を行うことが求められています。

そこで今回改訂したリーフレットには、音声コードをつけました。この音声コードを視覚障害者の情報ツールである専用機や、iOS/Android対応のアプリ(無料)で読み込むことで、内容が読み上げられます。是非、ご利用ください。



◆ 音声コードの読み取方法 ◆

- ① スマートフォン・タブレット(iOS, Android)用のアプリ音声コード『Uni-Voice(ユニ・ボイス)』(無料)をダウンロードします。
※App Store(iPhone)又はGoogle Play(Android)からダウンロードできます。
- ② Uni-Voiceを起動させ、リーフレットの右下にある音声コードにスマートフォンをかざし読み取ります。なお、リーフレットの右横下にある切込(2ヶ所)で、音声コードの位置がわかるようになっています。
- ③ 読み込みができると自動的に音声が流れ、文字情報がテキスト表示されます。(音声はONにしておいてください。)

支部便り 札幌支部

札幌支部では、劇団派遣事業に力を入れて取り組んでいます。平成25年に有志会員で結成した劇団で、「リーガルいち座」といいます。劇のテーマは「遺言」と「成年後見」の二つで、笑いあり、涙なし?のドタバタ素人劇のあとに、劇の内容を振り返りながら制度の解説をしています。



主に自治体や社会福祉協議会などから依頼を受けて、昨年は7か所で公演しました。北海道には札幌支部、旭川支部、函館支部、釧路支部の4支部があり、派遣先は札幌支部の範囲内に限定していますが、それでも100キロ以上の距離を超えて公演をしに行くこともあります。

演技は素人の司法書士が演じていますので、セリフが飛んでしまうことも度々ありますが、いつも参加された方々の暖かい笑いに包まれています。

興味のある方はぜひリーガルサポート札幌支部のホームページをご覗ください!



第14回 日本高齢者虐待防止学会

平成29年7月15日(土)松戸市森のホール21にて「高齢者虐待対応の刷新を求めて」をテーマに開催され、猛暑の中参加者は320名を超ました。今大会は分科会やシンポジウムの他に国際交流企画、市民公開講座も行われ、多彩なプログラムが用意されていました。

基調講演では、呉氏から台湾の先進的な通報システム『113ホットライン』が随時通訳で紹介されました。家庭内暴力や性被害防止、老人・児童・障害者保護に対して、単一窓口、24時間体制、5言語対応、直接人に繋がる等、非常に利便性が高く、虐待防止に効果を発揮している現状が示されました。

続くシンポジウム①では、行政の介入が難しい事案でも警察や在宅訪問薬剤師との連携で解決に向かった事例、逆に連携不足で事件に至った事例が報告されました。

シンポジウム②では、先駆的に条例や制度化を行うことでいわゆるゴミ屋敷の住人に介入支援を続けていた行政側から、住人自身が困難を抱えているために再発を繰り返す点が指摘され、セルフ・ネグレクトの悪化、ゴミ屋敷化を防ぐ保健医療福祉のネットワークの現状や課題が報告議論されました。

分科会Ⅰでは、子から高齢の親への虐待が多い中、未婚の子との同居という家族形態が最も多く、虐待加害者の中には社会的孤立状態で、精神疾患や知的障害が疑われる方々の特徴と同様の状況にあるとの認識が示され、今後の支援方法が議論されました。

法制度特別企画では、平成18年施行当初に3年後の改正が予定されていた高齢者虐待防止法が10年過ぎても未だ改正されていないことから、『サ高住』の問題やセルフ・ネグレクトなどが急増し、現行法では対応できないと、法改正に向けて提言がありました。

市民公開講座では、松戸市の取組として、様々な職種の連携ネットワークを構築し、緊急性の高い事例は通報後24時間以内に必ず対応し、対象者も高齢者に限定せずに通報者をたらい回しにしない等、市民の立場に立った先進的なシステムが報告されました。出席者からも意見や感想が述べられ、充実した講座となりました。

また、一般演題カテゴリーDでは、リーガルサポート芳賀裕相談役を座長に、リーガルサポート千葉県支部吉留亨会員が「虐待事例における司法書士後見人の活躍場面と特性」と題して、支部会員が対応した高齢者虐待事例の報告がありました。被虐待者に加え、養護者(虐待者)の支援の重要性を指摘した上で、市区町村長申立準備段階から成年後見人候補者である司法書士と緊密な連携をとること、司法書士後見人は別の法律専門職が養護者の相談に応ずる体制を整備すること等、提言がされました。

大学教授、市役所、警察、医師、看護師、介護施設長、ソーシャルワーカー、弁護士、司法書士等さまざまな職種の発表を聴き、多くの人々が高齢者虐待防止に日々真剣に向き合っていることを実感した一日となりました。(うる)



プログラム

基調講演「113通報システムについて」 吳 玉琴氏(台灣國会議員)

シンポジウム①「警察等との連携」

英 一馬氏(中核地域生活支援センター海姫ネットワーク)
高橋 真生氏(カネマツ薬局) 松戸警察署生活安全課

アジア国際交流企画

「韓国・台湾・日本の高齢者虐待防止活動」

DongheeHan氏(韓国:NPO代表)
潘 英美氏(台湾:衛生福利部) 和田 忠志氏(日本:いらは診療所)

法制度特別企画「高齢者虐待防止法をめぐって」

佐藤 守孝氏(厚生労働省老健局高齢者支援課)
宮間 恵美子氏(松戸市福祉長寿部高齢者支援課)

市民公開講座

「高齢者が安心して暮らせる街へ~松戸~」

~歩きやすく松戸市高齢者虐待防止~

吉村 伊久子氏(松戸市役所) 和田 忠志氏(いらは診療所)
今成 貴聖氏(千葉県中核地域生活支援センターほっとねっと)

シンポジウム②「セルフ・ネグレクト」

~いわゆるミニ屋敷に住む人を支援するために構築すべき保健医療福祉のネットワーク~

崎嶋 純子氏(京都市役所) 祖傳 和美氏(立正院役所)
小宮山 恵美氏(北区役所) 小倉 和也氏(まちのヘルスミーリックニッコ)

ランチョンセミナーⅠ「かかりつけ医の行う認知症医療」

苛原 実氏(いらは診療所)

分科会Ⅰ セミナー「なぜ虐待してしまうのだろう…」

~障害者福祉の視点で虐待加害者を支援する~

分科会Ⅱ ワールドカフェ「みんなどうしてる?」

~気づきを通じて支援技術を高める~

一般演題(口頭発表)カテゴリーA

「高齢者虐待への介入」

ランチョンセミナーⅡ「日本における子ども虐待の現状」

小橋 孝介氏(国保松戸市立病院)

シンポジウム③「弁護士による高齢者虐待事案報告」

~背後にあるものは何か~

安井 飛鳥氏(法律事務所くふと) 蒲田 孝代氏(東京総合法律事務所)

田中 とも江氏(ケアホーム西大井こうほうえん)

一般演題(口頭発表)カテゴリーB「新しい試み」

一般演題(口頭発表)カテゴリーC「セルフ・ネグレクト」

一般演題(口頭発表)カテゴリーD「法的課題」

国際アルツハイマー病協会(ADI)
国際会議でポスター展示を行いました

平成29年4月20日(水)から29日(土)にかけて、国立京都国際会館にて第32回国際アルツハイマー病協会(ADI)国際会議が開催されました。この会議は、毎年各国のアルツハイマー協会によって

人びと、各国のアルツハイマー協会のスタッフやボランティア、認知症の本人、家族、医療・介護の専門家、科学者などが集まつてくる国際会議でもあることが特徴です。

にてボスターの展示とパンフレットの配布を行いました。



とから、「公益社団法人 認知症の人と家族の会」(日本アルツハイマー協会 A J)が共催しました。この会議は認知症に関する世界で最も重要な大きな会議の一つであり、国際的に著名な講演者と高水準の科学やその他の認知症に関する領域が一堂に会し、認知症ケアの最前線について学ぶことができる会議です。会議は主にシンポジウム、ワークショップ、ポスター展示で構成され、4日間で世界100か国から2000人以上が参加する会議となっています。また、ADI国際会議は認知症に関する会議の中で最も古い歴史があり、この会議には認知症に関するすべての

A wide-angle photograph of a large, modern exhibition hall. The floor is covered with various trade show displays, including booths with informational brochures and small tables. Numerous people are scattered throughout the space, some walking and others standing near the displays. The hall has high ceilings with recessed lighting and large windows along the back wall.

織体制・活動を1枚にまとめたもので
す。以下簡単にボスターの内容をご紹
介します。



紹の専門職後見人の養成・供給団体として日本の成年後見制度を牽引していく

また、ボスターでは、成年後見制度や申立手続の相談、シンポジウムの開催、成年後見制度改善のための研究・提言活動、成年後見制度の普及活動を行っていることをわかりやすく説明しています。特に、成年後見制度利用促進法が成立したことを受けて、今後さらに親族後見人の支援や市民後見人育成事業に関する自治体の動きが活発化されることが予想されるため、リーガルサポートとしても自治体に対する支援体制の整備に注力しているところです。

A photograph of a display board with Japanese text and a small orange illustration.

後見人等になつた会員に対する「研修システム」と「指導・支援」を通じて会員の資質の向上に努めていることや、業務の適正を確保するために司法書士以外の有識者にも理事に就任していただき、オーナー的な組織運営を行つてることが特徴です。



編 集 後 記



我が家の愛犬、ミニチュアダックス4歳が突然、腰がたたず震えがとまらなくなりました。病名は脊髄軟化症で余命1週間との診断、幸い一命はとりとめましたが、下半身麻痺という後遺症が残りました。要介護状態となった本人(犬)の心境やいかに、と危惧するも、悲観する様子もなく、現有能力を最大限活かして戸内では前足だけでもぐるぐると動き回ります。おやつへのスタートダッシュは以前と遜色ありませんし、バギーや車椅子を使って、散歩も楽しんでいます。

定期的なオムツ替えや圧迫排尿(自力排尿が出来ないので膀胱を押してあげます)など、介護者すなわち筆者の行動は制限付となりましたがそれも数時間ごと、だいぶ慣れて仕事への支障も少なくなりました。本人の意思を確認する術はありませんが、その表情や行動から推測することを試みています。家に戻ると不自由な足を引きずってダッシュで迎えてくれる本人を見るにつけ、幸せであろうか、あってほしいと願う毎日です。(つ)



公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート支部一覧



マークのある支部にはホームページがあります

各支部名で検索!

リーガルサポート ○○支部

検索

- | | | | |
|---|--|--|---------------------------------------|
| ・札幌支部 011-280-7078 HP | ・千葉県支部 043-301-7831 | ・富山県支部 076-431-9332 | ・徳島支部 088-622-1865 HP |
| ・函館支部 0138-27-2345 HP | ・茨城支部 029-302-3166 HP | ・大阪支部 06-4790-5643 HP | ・高知支部 088-825-3141 |
| ・旭川支部 0166-51-9058 | ・とちぎ支部 028-632-9420 | ・京都支部 075-255-2578 HP | ・えひめ支部 089-941-8065 |
| ・釧路支部 0154-41-8332 | ・群馬支部 027-224-7771 HP | ・兵庫支部 078-341-8686 HP | ・福岡支部 092-738-1666 HP |
| ・宮城支部 022-263-6786 | ・静岡支部 054-289-3999 | ・奈良支部 0742-22-6707 HP | ・佐賀支部 0952-29-0626 |
| ・ふくしま支部 024-533-7234 | ・山梨支部 055-254-8030 HP | ・滋賀支部 077-525-1093 | ・長崎支部 095-823-4710 |
| ・山形支部 023-623-3322 | ・ながの支部 026-232-7492 HP | ・和歌山支部 073-422-0568 | ・大分支部 097-532-7579 |
| ・岩手支部 019-653-6101 | ・新潟県支部 025-244-5141 | ・広島県支部 082-511-0230 | ・熊本支部 096-364-2889 HP |
| ・秋田支部 018-824-0055 | ・愛知支部 052-683-6696 HP | ・山口支部 083-924-5220 HP | ・鹿児島支部 099-251-5822 |
| ・青森支部 017-775-1205 | ・三重支部 059-213-4666 | ・岡山県支部 086-226-0470 HP | ・宮崎県支部 0985-28-8599 |
| ・東京支部 03-3353-8191 HP | ・岐阜県支部 058-259-7118 | ・鳥取支部 0857-24-7013 HP | ・沖縄支部 098-867-3526 |
| ・神奈川県支部 045-640-4345 HP | ・福井県支部 0776-36-0016 | ・しまね支部 0854-22-1026 | |
| ・埼玉支部 048-845-8551 HP | ・石川県支部 076-291-7070 | ・香川県支部 087-821-5701 HP | 本部(東京) 03-3359-0541 |

リーガルサポートのホームページには
音声読み上げ機能があります!



編集・発行

公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート

〒160-0003 東京都新宿区本塙町9番地3 司法書士会館5階
TEL 03-3359-0541 <https://www.legal-support.or.jp>

リーガルサポート

検索

